

福井市下水道事業経営戦略策定審議委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 中長期的な経営の基本計画である福井市下水道事業経営戦略(以下「経営戦略」という。)を策定するにあたり、幅広く意見を求め、専門的な観点から検討を行うため、福井市下水道事業経営戦略策定審議委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、経営戦略に関する以下のことについて審議し、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に提言、助言等を行うものとする。

- (1) 事業の現状分析・評価に関すること
- (2) 将来像及び目標の設定に関すること
- (3) 実現方策に関すること
- (4) 投資・財政計画に関すること
- (5) その他経営戦略に関して管理者が必要と認めること

(組織)

第3条 委員会は、5人以内で組織し、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から管理者に審議結果を提言した日までとする。
ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議を運営する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経営管理課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 8 年 3 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に招集する委員会は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、管理者が招集する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。